

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

平成 3 0 年 6 月

河川の管理区分について

一級河川 ※ 河川管理者は、国土交通大臣
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

指定区間外(直轄管理区間) (国土交通大臣管理)
一級河川の中でも重要度の高い区間。

指定区間 (一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。)
国土交通大臣が指定。

二級河川 ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

準用河川 (市町村長管理)
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

普通河川 (市町村長管理)
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

一級河川指定等の根拠条文

河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

(参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

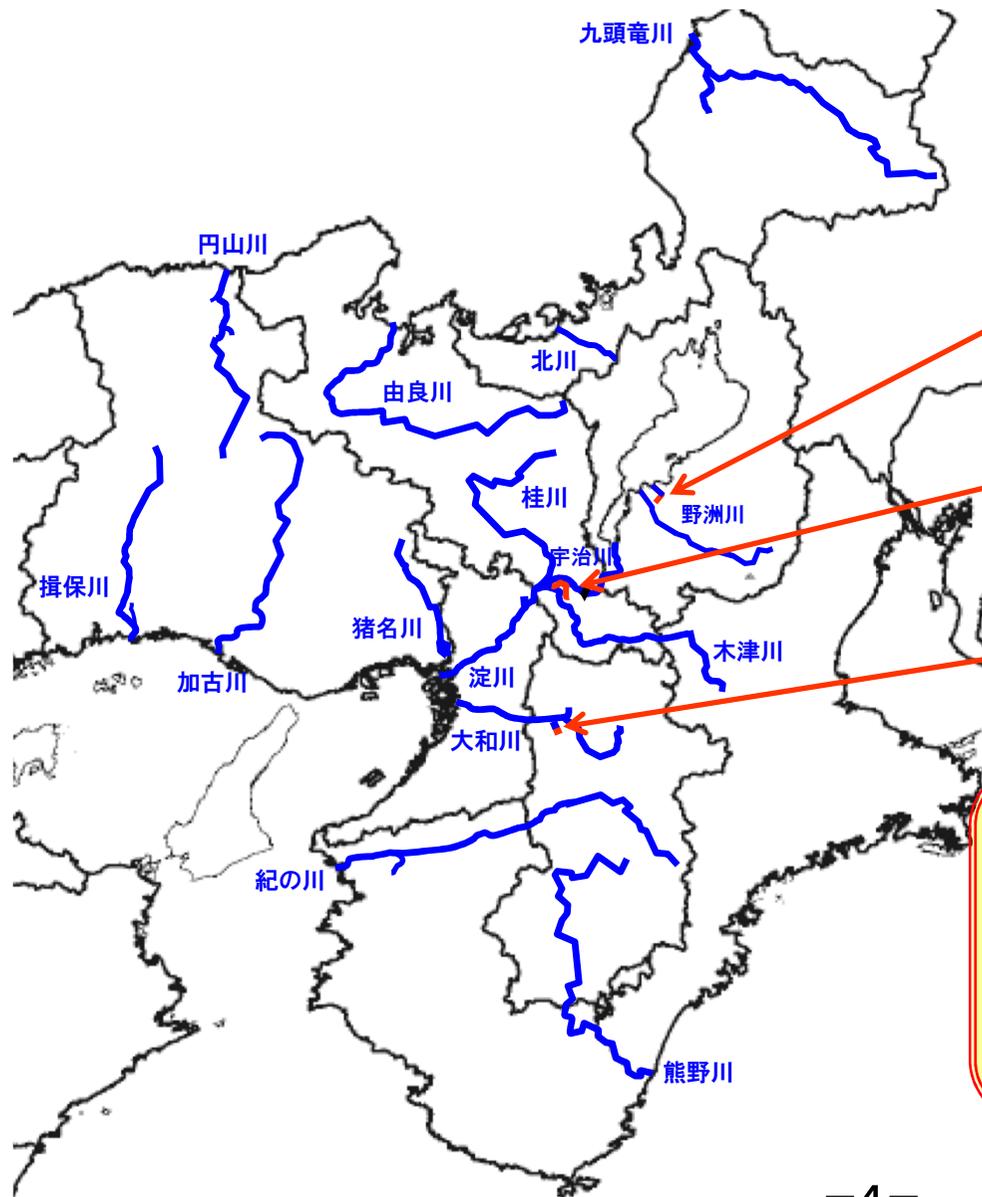
- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

※なお、既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

(出典)

平成24年10月30日開催
河川分科会資料より

一級河川指定等(案)の位置図



① 淀川水系童子川

② 淀川水系古川

③ 大和川水系広瀬川

今回の一級河川指定等(案)

(1) 新規	なし	
(2) 延長増	2河川	0.3 km
(3) 延長減	1河川	△0.03 km
合計 3河川		0.3 km

① 淀川水系童子川

河川指定等の概要

淀川水系童子川では、市街化が進む野洲市街の浸水対策のため、順次、河川改修を進めているところである。

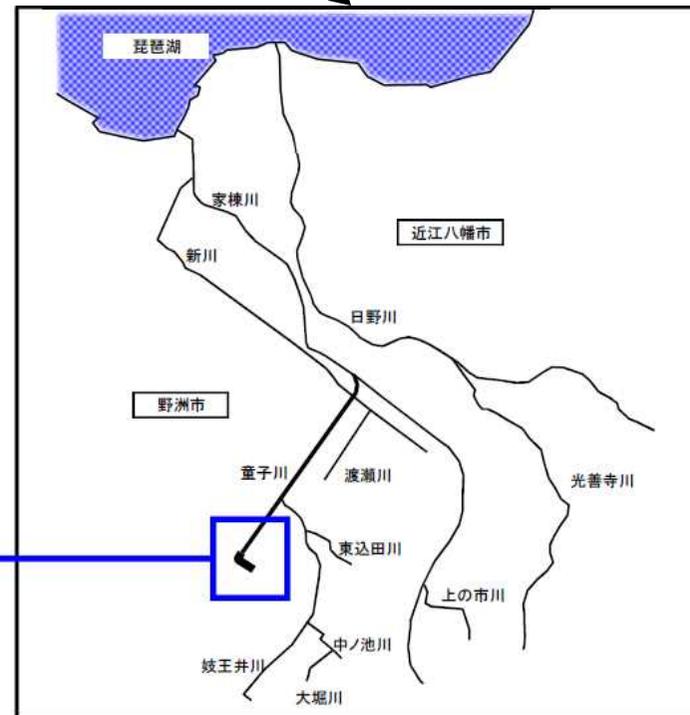
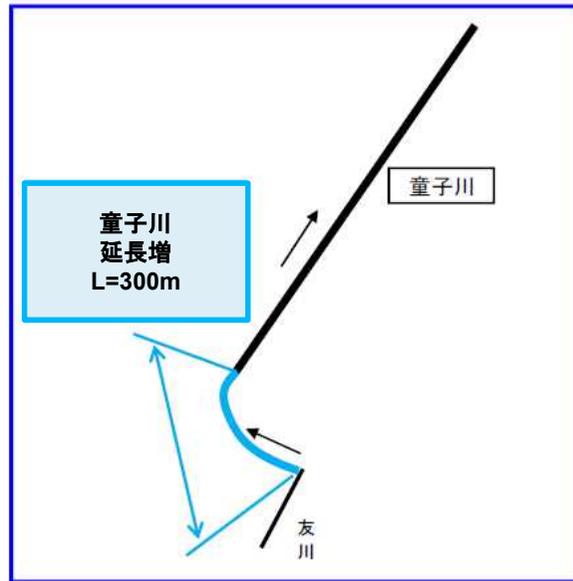
平成30年度より、現一級河川区間の上流部において、河道拡幅等工事を実施するため、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。

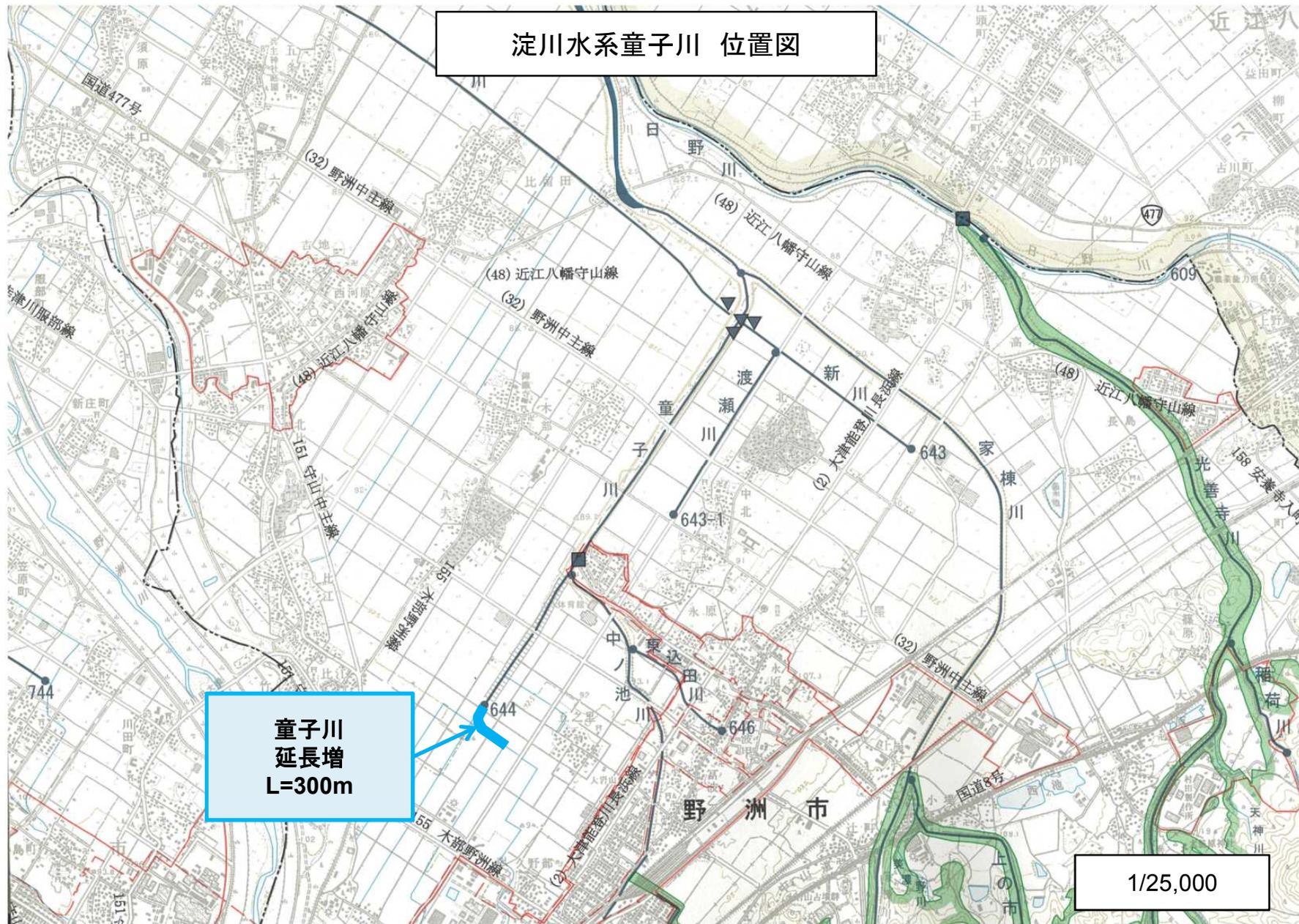
※指定にあたっての考え方:「1 整備の必要がある区間」

～童子川改修の経緯～

- ・昭和48年 家棟川改修計画策定(童子川改修計画も含む)
- ・平成25年 台風18号により床下浸水27戸の被害が発生
- ・平成26年 河川整備計画変更
- ・平成30年 一級河川の指定の変更(延長増)
- ・平成30年 延長増した上流部の河道拡幅工事着工

①淀川水系略図(童子川)





淀川水系童子川 位置図

童子川
延長増
L=300m

1/25,000

②淀川水系古川

河川指定等の概要

淀川水系古川では、流域で度々発生する浸水被害への対策のため、順次、河川改修を進めているところである。

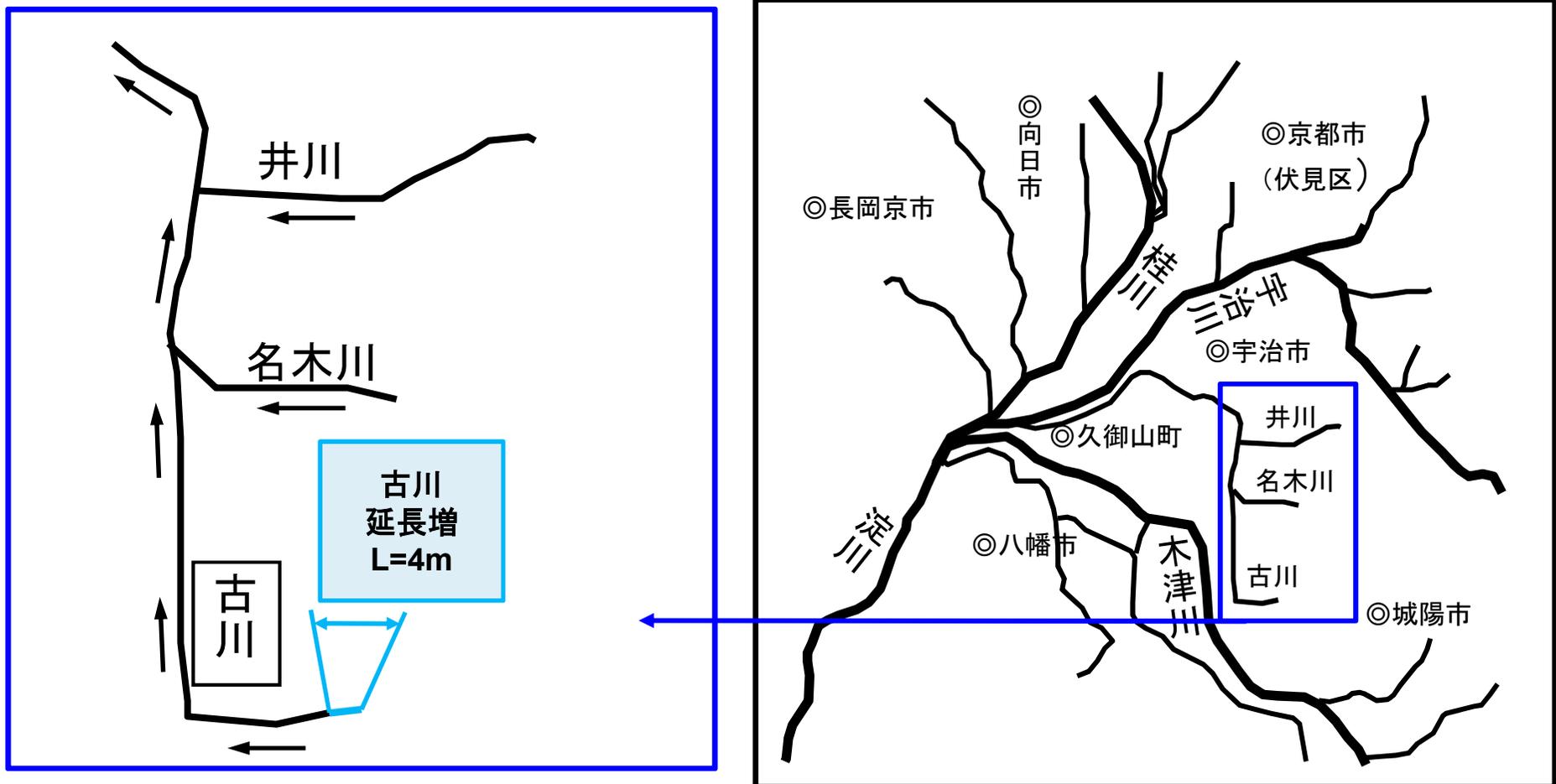
平成30年度より、現一級河川区間の上流部において、矢板護岸等工事を実施するため、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。

※指定にあたっての考え方:「1 整備の必要がある区間」

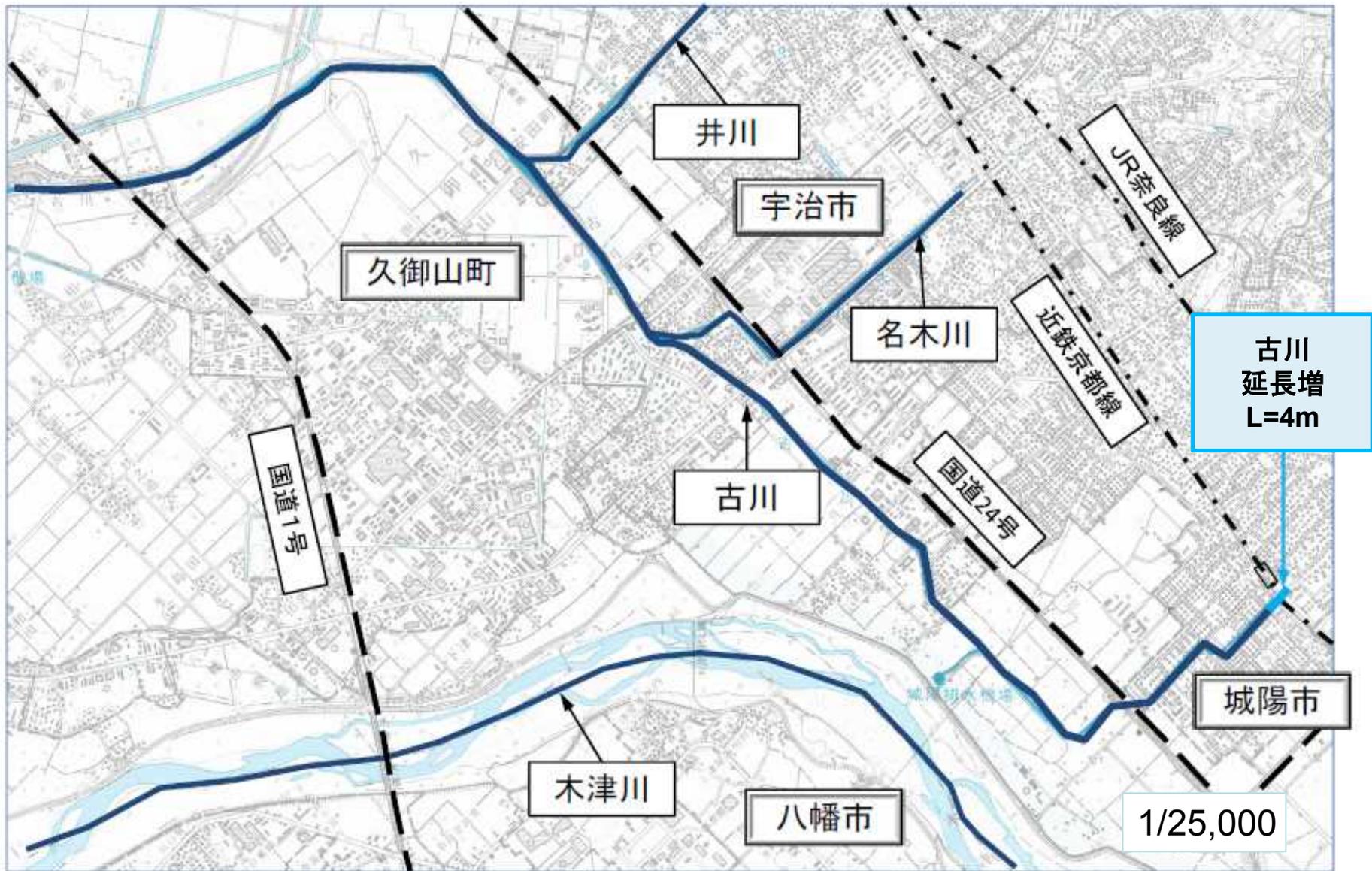
～古川改修の経緯～

- ・平成24年 豪雨により床上浸水159戸等の被害が発生
- ・平成26年 床上浸水対策特別緊急事業採択
(事業期間:平成26年度～平成31年度)
- ・平成30年 一級河川の指定の変更(延長増)
- ・平成30年 延長増した部分を含む上流部の矢板護岸等工事着工

②淀川水系略図(古川)



淀川水系古川位置図



③大和川水系広瀬川

河川指定等の概要

大和川水系広瀬川では、浸水被害の軽減を図るため、順次、河川改修を進めているところである。

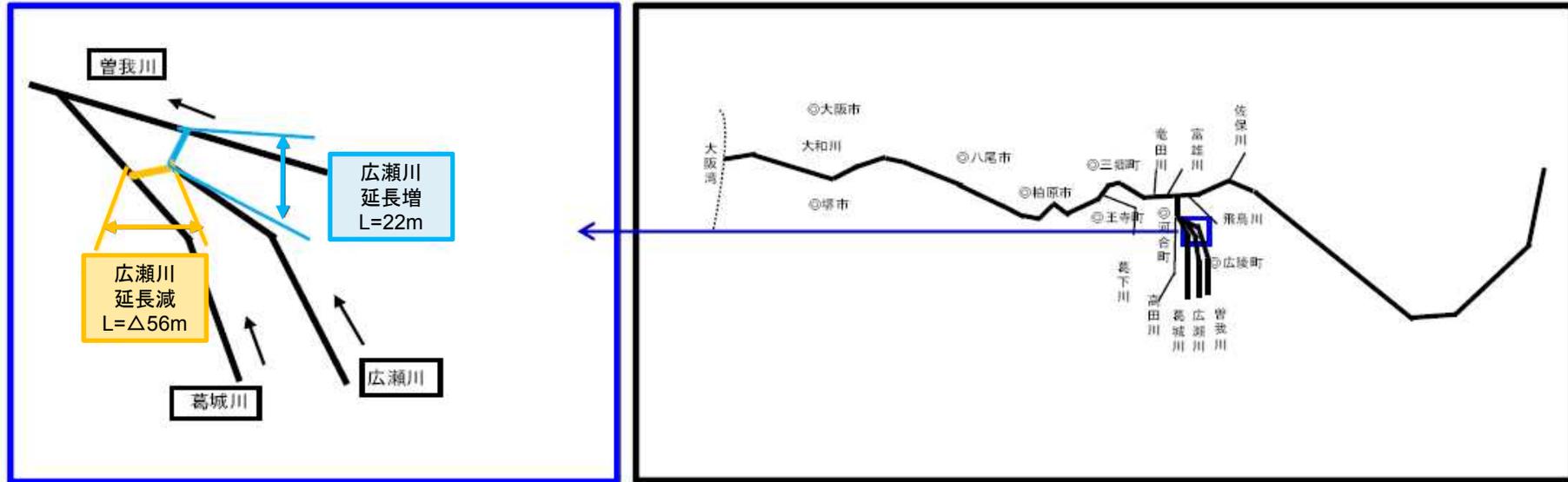
現一級河川区間の合流部の切替工事が平成29年度に完成したことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。

※指定にあたっての考え方:流路の変更

～広瀬川改修の経緯～

- ・平成27年 広瀬川広域河川改修事業着手
- ・平成29年 切替工事完了
- ・平成30年 一級河川の指定の変更(延長減)

③大和川水系略図(広瀬川)



大和川水系 広瀬川 位置図

